

平成20年第4回幸田町議会定例会会議録

(会期:12月4日～12月24日)

幸田町議会

○議長（笹野康男君） 休憩前に戻し、会議を開きます。

1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） それでは、通告の順に従いまして質問をさせていただきます。

まず、大項目の1点目、地域や家庭で生活する上で、暮らしの中での身近な防犯・防火・防災について、住民の声を反映したこの3つの観点から質問をさせていただきます。したがって、多少質問の幅が広がりますが、ご了承願います。

安全で安心して暮らせることは、人間が社会生活をしていく上で、過去から、そしてこれからも永遠に変わることのない願いであります。安心・安全のまちづくりは、行政と住民がまさに一体となって、維持・構築をしていくことが大切であると思います。第5次幸田町総合計画の中でも、安全で安心できる生活環境づくりを前面に打ち出され、住民の声と一致しており、力強く感じるところであります。

愛知県警察のホームページを見てみますと、刑法犯総数の認知件数は過去4年連続で減少してまいりましたが、今年の1月から10月末までの統計から県内の総犯罪発生件数は12万1,413件で、昨年と比べ、1,480件の増加となっております。

4日前の12月4日の県議会でも、神田知事はこの日の答弁で、犯罪の減少傾向にストップがかかり、増加に転じてきている。来年度から新戦略の策定作業に入ることを明らかにしました。現状の対策が曲角に来ていることを認めたわけあります。本町を管轄する岡崎警察署についても、自動車の盗難、車上部品ねらいなどが激増しております。これらを踏まえ、質問に入ります。

本町における、総犯罪発生件数について愛知県警察本部が管轄する市区町村の中で、幸田町は1,000人当たりの犯罪率という見方で見てみると、どの位置にあるのか。また、本年の発生状況と発生の傾向をどのように分析され、さらに直近の経済状況や社会情勢などを踏まえ、今後どのような犯罪発生の予想を考えられているのか、また、それに対する取り組みについてお聞かせをください。

○議長（笹野康男君） 総務部長。

○総務部長（山田恭二君） まず、今回の県知事が申された犯罪がいよいよ増えてくるという、そのような中で見通しを立てております。

今回、20年の10月末現在の犯罪率というんですか、1,000人当たりの犯罪件数を分析してみますと、幸田町では11.55件という形で、件数で申し上げますとそれぐらいの形になるかと思えます。1,000人当たりで11.55件ということでございます。で、県外で見てみますと、県外の場合は76の市区町村という形で、名古屋市の区もこれは別々で計算されておりますので、7.6でいきますと58位という分析がされております。

なお、この犯罪件数の中でも、やはりいろいろ分野があるというんでは、ちょっとおかしいですが、盗難等でありまして、自動車泥棒でいきますと18位、それから車上ねらいが63位、それから部品ねらい、要するに最近ではナビ等が盗まれるということでございますが、こちらのほうが29位という形でございます。で、今年が多くなってる傾向ですと、その中ではやはり今申し上げました、この自動車盗から車上ねらい、部品ねらいというところが、増えてきているというのが特徴になっております。で、10月末

現在で昨年と比較いたしましたところ、部品ねらいにつきましては55件ということで、前年比プラス22件という発生率の高さは示しているということでございます。

それと、同じように自動車泥棒でございますが、24件ということで、前年比では17件アップという形でございます。これはまあ、部品ねらいを兼ねて自動車盗も入ってくるかと思いますが、そのような形で表されております。

これらの分析でございますが、今後の犯罪傾向っていうのはやはり今、非常に社会が混とんとしてる、経済不況の中で混とんとしてるということで、雇用停止等が増えていくだろうという中でございます。したがって、思うような形で所得が得られないということでございますので、やはり、部品ねらいだとか、もう既にそういう症状が出ておるということでございます。自動車盗等が出ておるということでございますので、これは犯罪であります。我々、パトロールをしながら行っておるわけですが、この時間帯っていうのは、本当に深夜の2時から4時ぐらいの間がこの犯罪の中心時間帯だろうということでございますので、どうしても犯罪ということになりますと警察が対応していかんやいかんだろうということで、警察のパトロールを強化をお願いしていくということになります。

それと、町民の皆さんに対しましては、やはりドアロックを必ずやっただけであれば、時間がかかるということになれば、犯罪者もそのように対応してくる、要するに危険だという考え方をしてきます。それから、警報装置や何かも、やはり同じように付けていただくというようなことで、広報等を通じまして、自動車関連犯罪の注意を喚起していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（笹野康男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） 本当に身近なところでも部品を盗まれたとかというのが本当によく聞きます。町としても、防犯の啓発をまたお願いしたいというふうに思います。

犯罪学上の理論で、アメリカで考案された、割れ窓理論というのがあります。これは、犯罪心理学上の理論で、建物の窓が壊れているのを放置すると、だれも注意を払っていないというサインとなり、住民のモラルが低下していき、ごみのポイ捨てや落書きなどの軽犯罪が起き、やがて犯罪の発生につながっていくということになります。この悪のサイクルがスパイラルに循環していくというものであります。

本町には、そういった観点で見ると、ごみのポイ捨てがさらにポイ捨てを呼んでいるような道路があったり、側路帯には雑草が多く、歩きにくいところも見受けられます。町内にはこのような理論があてはまるケースや場所、または町の死角になるようになっていようなところがあるのか、そういったところが発生しないように、どのような施策を展開されているのかお伺いをいたします。

○総務部長（山田恭二君） まず、窓割れ理論をただいま議員が申されましたように、たった1枚の割れた窓、これを放置すると、そこからいろいろな荒廃が始まるということで、町は荒れて無法地帯、無秩序、こういう状態が起きるといことだと思えます。で、この犯罪に関しましては、やはり小さい時から未然に防ぐというのが原則であるかということでもあります。したがって、不法投棄、それから自転車、それから自動車の放置、

これもやはり窓割れの一つじゃないかというふうに考えております。したがって、我々の方もこういう形で警察とやはり行政と密にして対応していかんと、これはなかなか難しい問題がございます。

それと、空き家、それから公園の視界の悪いところ、それから道路の高架下でいたずら書きがされるのも、やはりこれも一つの窓割れということになるかと思えます。そういうところがだんだんたまり場になっていたりいろいろするというところでございますので、そのような場所等は各行政区の区長さんとも調整しながら、我々として、行政としてどのような形をしていくか。セーフティステーションを通しまして、我々もこの辺を巡回して、新たなそういうことが起こらないような、早めの防止をしていこうというふうに今、考えております。

- 1番（酒向弘康君） 日本ではその理論を札幌中央署が採用しまして、割れ窓を駐車違反に置きかえてすすきの環境の浄化総合対策として、歓楽街で駐車違反を徹底的に取り締まることをしたということです。それによって路上駐車は3分の1になり、あわせて地域の人たちと街頭パトロールの強化をしたことによって2年間で犯罪を15%減少させ、全国的にも注目を集めたということであります。各家庭、地域、警察、行政でやるべき役割をきっちりとすることで犯罪は減っていくということだと思えます。

次に、現在、町内では地域で多くの方々がボランティアのパトロール隊など防犯活動に参加され、地域の防犯意識が活発化していることは大変心強く思いますし、ありがたいことであり、感謝を申しあげる所でございます。しかし、多くの団体が活動される上で、帽子、ベスト、ジャンパーなどを自前でそろえられたりされており、デザインや色もさまざまです。さらなる意識の向上と連帯意識の向上の意味も含め、全庁的に統一した帽子や腕章などの支給や、あるいはそれらの補助の考えはないでしょうか、お伺いをいたします。

- 総務部長（山田恭二君） まず、今回、ボランティアの皆さんがこういう防犯団体を設立するというので、幸田町では幸田町の防犯活動団体支援事業補助金交付、これに基づきまして各団体設立の時には上限5万円の補助をしております。で、その中で、やはり皆さん方、現在、8団体が設立をされておりわけですが、その中でやはり地域の特性というのがやはりあるかと思えます。幸田町全域を統一というのではなく、地域の特性の中で設立をされてきているということでございますので、その中で色とか、そういう皆さんが見やすい色を、地域の皆さんがイメージカラーとして設定されます。したがって、このことによって全町を一つの同じ色という考え方ではなくて、やはりあくまでも地域が自分たちが自主的にやっているとところもやっぱり我々も、行政もそこを考えていかないといかんだろうということでありますので、今のところ統一するという考え方は持っておりません。また、全部の地域が同じような考え方になってくれば、その時にまたどのような形にするかというのは検討していきたいと考えておりますが、なお、行政の方で個人的に町民の方からたすきとか腕章等、申し出があった場合には町としては同じ形式の色の統一を図りながら配付していくということでございますので、地域とは若干考え方が違うところで進めておるとところでございます。

- 議長（笹野康男君） 1番、酒向君。

- 1番（酒向弘康） ボランティア団体同士のコミュニケーション向上や労をねぎらうという効果もあるかと思しますので、またその辺も考慮にして考えていただきたいというふうに思います。

先ほどの理論に関連するところですが、ことしから地域安全ステーションを開設され、地域安全の啓発の拠点として、先日、特別委員会でも視察に訪れた長久手町を手本に住民・行政・警察の三位一体となった活動により、安全で安心なまちづくりを推進されています。

長久手町とは町環境が違い、職員数も多いことありますが、夜のパトロールを重点に置いてその効果を上げられてきておりました。

本庁は警察官OBが2名のため、勤務のやりくりが非常に難しいとは思いますが、やはり犯罪は暗くなってからが多く発生することから、午前の児童の登校時等の安全は、地域のボランティアの方や保護者の方が活躍をされています。このため、午後からを重点にし勤務をシフトするなど、もう少しめり張りをつけるやり方などの考えはないでしょうか。お伺いをいたします。

- 総務部長（山田恭二） 安全ステーションにつきましては、ことしの4月から警察官のOBでございます、岡崎署と蒲郡署のOBでスタートを切りました。

その中で、活動時間につきましては、基本的には9時から5時までという形で行っております。ただ、その中でも地域の皆さんと行政と一緒に活動する時、例えば、臨時的でございますが、これは、5月14日から行いました夜間パトロールにつきましては、午後7時から午後8時半までのパトロールも行っております。

それから、夏の防犯パトロールの時は、8月1日から行っておりますが、こちらにつきましては、やはり午後7時から午後8時までということで、時間をずらしての活動も行っているわけです。

先ほど、議員も申されました長久手町、これは本当に大学等がある町でございます、そのある場所が町部にパトロールの施設、ステーションがございます。したがって、やはり8時半から10時ごろまでというところがピークになってくるという話を聞いております。

したがって、それが幸田町と全く一緒という考え方はできないと思います。やはり地域性がございます。したがって、私ども町の方もこの辺は今回1年間やってきて、どのような形がいいかというところを、やはり研究してまいりたいと思っております。

したがって、今後のこの活動を踏まえた形で一度勤務体制、人員等検討させていただきます。その中で、次年度も何とか地域に、幸田町に合ったステーションとして活動を進めてまいりたいというふうに考えてます。

- 議長（笹野康男君） 1番、酒向君。

- 1番（酒向弘康君） ありがとうございます。

次に、家庭、地域における防火対策について質問をいたします。

まず、火災報知機についてであります。改正消防法が公布され、2006年6月からすべての住宅に火災報知機の設置が義務づけられました。これは、住宅における火災の

発生となる発煙や発熱を早期に感知し、警報する警報機を設置することとされております。しかし、この義務化に伴う罰則はありません。つまり、火災報知機設置の義務化とは、法律で義務化されておりながらその罰則はなしという、極めて特殊な位置づけのものになっております。

ことしの10月1日未明、大阪市浪速区の雑居ビルで発生した個室ビデオ店火災での死者15人のほとんどが、煙による一酸化炭素により亡くなったということであります。また、総務省によると、2006年の建物火災による死者の1,550人のうち4割が一酸化炭素中毒によると発表をしております。このように、住宅火災で亡くなった方の多くは逃げ遅れによるものです。住宅火災警報器を設置することにより、大切な命や財産を火災から守ることにつながります。

火災報知機の設置の義務化は、まだ一般的に浸透度が低い状況と思われまます。本町においては、取り付けに対するパンフレットの発行や、広報でピーアールがなされていますが、本町の直近の設置率はどのようになっておりますか。また、家庭の火災報知機の設置率をどのように把握をされているのか、その方法と近隣との率の比較もありましたらお聞きをいたします。

○議長（笹野康男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） それでは、住宅用火災警報機の設置についてでございますが、直近の設置率は29.9%です。これは、平成20年6月における集計でございます。ただ、それとは別に町の方では7月から8月にかけて13事業所、町内の事業所にアンケートをお願いしたところ、11事業所から回答いただきまして、その結果につきましては37%です。それから、11月9日消防広場においてアンケートをした結果が65%です。それから、秋の火災予防運動中にひとり暮らしの老人世帯を調査したところ、387名の方にいろいろ調査したところ、44.4%の設置率でした。ただ、場所によって微妙に数値が違います。設置の方の把握ということでございますが、量販店とかうちの方で来とるそういう業者の方が幸田町にどのぐらい入れた、そういうこと等含めてアンケートをしながら設置率を出しております。ただ、アンケートでございますので、調査をする結果が不確実なこともありますので、この数値が少しずつ上がってくることを希望しまして、今後もそういうイベントとか、そういうことでアンケートをしながら設置の方についてお願いしていくということでございます。

ただ、近隣におきましては、岡崎市が38%、西尾市が30%、それから衣東5市では平均で36%です。以上です。

○議長（笹野康男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） 分母の数が随分違ったりしておりますので、ぜひ啓発ピーアールに努めて設置率を高めていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、火災を起こさないことが一番大事なことなのですが、そのためには、火災報知機をつけたらよしということではなくて、やはり防災診断や取り扱い指導なりをしていかなければならないと思います。私も、火災報知機を購入しまして自分で取り付けましたが、天井に取りつけるため、工具を用いて上を向いて作業します。お年寄りや女性には困難ではないかと思いました。

アメリカでは、火災報知機の設置が1977年から義務づけられており、当時全米で6,000人だった住宅火災による死者は、現在3,000人を下回っており半減しております。全世帯の8割以上に普及するまでには、およそ10年かかったということがあります。その間の火災報知機の普及率と死亡率は、反比例の関係にあるということが証明されております。

また、東京消防庁は火災報知機の取り付けの効果について、119番への通報時間、これが今までより1分2秒短縮され、死者数は3分の1に減少したという報告もしております。住宅火災による死者の半数以上を占める65歳以上の高齢者で、高齢者が就寝時間帯に死亡するという事件が発生しております。これらのことによりまして、行政としてはピーアールだけではなくて、機器の販売あっせんや、あるいは町としての購入、取り付けに關しての指導、さらには補助金制度などの考えはありませんか。また、広く設置率を上げるには、取り付け工事の困難な人たちに対しての問題もクリアしていく必要があるかと思ひます。今後の設置率向上への取り組みを、どのように進められるのかお聞かせをお願いいたします。

○議長（笹野康男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） まず、補助金制度でございますが、火災時要援護者である高齢者及び障害者1級、2級、それから療育Aの方々については、平成19年度は83世帯、平成20年度11月現在までには22世帯に補助として取り付けを実施しました。今後、消防に販売とか取り付けの相談があれば、販売業者にもお願いしてまいりたいと思ひます。それから、何分やっぱり、先ほど議員の方言われたとおり、ピーアール不足でございますので、今後住宅用火災警報器の設置率向上のためには建築確認、消防用設備等、点検時の設置指導、それから事業所及び各防災会の消防訓練とか講習会等に設置の方の要請をお願いしていくということで、設置率を高めたいと思ひています。以上です。

○議長（笹野康男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） 設置率を向上させるということは、確実に効果を生み出すという報告もありますので、積極的に進めていっていただきたいというふうに思ひます。

次に、防災について住民の生活の立場からお伺ひいたします。我が国はこれまで、多くの災害に見舞われてきました。地震災害では、阪神淡路、新潟中越の地震の発生がまだ記憶に新しく、私もちょうど4年前小千谷市の被災地に向かいボランティア活動に参加しましたが、被害は想像を絶するものでありました。自然災害では、ことしの8月末豪雨により、本町も甚大な被害を受けたばかりであります。

災害は多くの場合、突然襲ってきます。被災地では情報が錯綜し、人々はパニック状態に陥ることも少なくありません。災害が発生した場合、災害の規模、災害現場の位置や状況を把握し、いち早く正確な災害情報を地域住民などに伝達する必要があります。このため、本町においても非常災害時、火災発生時などにおける災害情報の伝達手段として、各家庭の防災無線受信機が設置をされております。

質問であります。現状上の各家庭の防災無線受信機の設置率はどれほどですか。それと、8月末豪雨の前後の申し込みに変化があったのか、現在設置を待っている戸数は何軒あるのか。もし待っておられる家があるなら、その設置要望にどのように対応され

るのか、以上4点をお伺いいたします。

○議長（笹野康男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） それでは、防災無線の設置ということでございます。現在設置数は7,368台、1万3,000世帯で単純にしますと設置率は56.7%でございます。それから、8月末豪雨の前後に申し込みということでございますが、平成20年4月1日から8月28日まで34件、この年は56件の当初予算を要請しました。それから、8月豪雨以降11月20日までの件数が98件要望がありました。現在、個別受信機の設置をお待ちになってる住民の方については76件でございます。それは、12月議会の補正で100台を申請しまして、設置をしていきたいと考えてます。以上です。

○議長（笹野康男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） 設置要望が増加したということは、防災意識は上がったということが言えるかと思えます。待ちの期間が長くないようにしていただきたいというふうにあります。

続いて、地域防災無線設備のデジタル化移行事業完了後、同報無線設備のデジタル化が国の方針として決定されたとお聞きをしております。近隣では、碧南市が先行して同報無線も含めてデジタル化となっております。これは、複数チャンネル化や複信方式で電話のように話せるなど、双方向の運用が可能になるなどの利点があります。また、ジェイアラートと呼ばれる全国瞬時警報システムと接続が可能となり、テレビやラジオをつけていなくても、一般家庭に緊急地震速報を一斉に通知ができるようになるというものであります。しかし、現在あるアナログシステムの防災無線を、デジタル化に一気に切りかえるためには、大変な金額が必要となると聞いております。現在のアナログ方式を残しつつ、デジタルの併用はできないのか、そういう点も踏まえてデジタル化の見通しと整備の計画について、どのように考えておられるかお聞きをいたします。

○議長（笹野康男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） デジタル化無線とアナログの併用についてでございますが、デジタル無線を導入する場合、期間的には一度にはデジタルにはできません。先ほど議員も言われたとおり、期間が必要でございます。ただ、幸田町にあっては基地局500局、屋外受信局55機、それから戸別受信機7,000台を短期にするということとはとてもできませんので、一時的にはデジタル無線とアナログ無線の併用が必要と考えてます。ただ、消防無線もそうですが、期限を切られた場合は、デジタル化になった場合はアナログはもう使用できません。それともう一つ、移動系150メガ帯と400メガ帯の周波数を使っています無線については、デジタル化になれば260メガヘルツ帯に移行されますので、併用使用はできませんのでよろしく申し上げます。以上です。

○議長（笹野康男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） ありがとうございます。

次に、阪神大震災では、死亡原因の75%が倒壊などによる圧死でしたが、仮に都市を直撃する大地震では、死者の55%が火災によると想定されております。今後の課題は、防火と消火体制づくりで、地域住民と地域組織との協同が大切であると言われております。ことし深溝地区で発生した住宅火災時、周辺の住民の方が自宅や近くの店舗の

消火器をかき集め、その消火器で初期消火に努められ、被害の拡大を抑え、消防車が入れないような住宅地でありましたが、被害は最小限となったいきさつがありました。火災は、道幅が狭い住宅密集地域で拡大すると考えられるため、住民による自主防災が不可欠であります。

本町には、街頭消火器などはまだまだ設置数が少なく、この火災の後、住民の方や自主防災組織から街頭消火器の増設や充実を図る改善をしてほしいという要望の声が寄せられております。春日井市では、市内に8,714器の街頭消火器が設置されており、平成19年度の全火災件数は135件の中で、この街頭消火器が使われたのは25件ありました。初期消火に大きな効果があったということでもあります。この街頭消火器の設置についての考えなど、地域における防災の仕組みの構築などについて取り組み状況をお聞かせください。

○議長（笹野康男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 議員の言われました街頭消火器につきましては、先ほど道路幅が狭く住宅密集地、消防車両が入りにくい地域においては、街頭消火器が大変有効でございます。本町におきましても、各地区の要望があれば自主防災会を通して、自主防災組織育成補助金交付要綱に基づき、自主防災会に支援して今現在おります。本町は、5区に街頭消火器の補助を現在しています。183器を設置済みでございます。以上です。

○議長（笹野康男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） 地域住民や自主防災組織、そして消防団が協同して防災活動の連携、強化ができる仕組みづくりを進めていただきたいというふうに思います。

続いて、大項目の2点目に移ります。放課後の子供たちが安心して過ごせる居場所づくりについてのさらなる充実についてお伺いいたします。これも住民からの声を反映した質問になります。

近年、子供たちが犠牲となる事故や事件が相次ぎ、昔と違って子供たちを気楽に遊ばせられないという、地域の治安に不安を感じているという声を多く耳にします。地域のつながりの中で、子供の安全をいかに守るかが課題となっております。また、子育て世代の中で小1の壁という言葉があります。子供が小さい時には、遅くまで保育園で預かってもらえたが、小学校に上がると放課後の安全な居場所が限定され、親が仕事と子育てを両立させにくくなるというものです。児童福祉法第6条の2や21条の17には、市町村は放課後の子供たちの健全な育成を図る事業を着実に実施するよう規定されております。

行政による放課後の居場所づくりの柱は二つあります。一つは、厚生労働省の児童クラブ、もう一つは文科省の放課後子ども教室であります。そして平成17年5月に、当時の少子化担当大臣より、地域子ども教室推進事業と放課後児童健全育成事業の放課後対策事業を一体的あるいは連携して実施してはどうかとの提案を踏まえ、当時の文部科学大臣と厚生労働大臣が合意し、放課後子どもプランをつくり一本化の動きが始まりました。本町では、今年度の新学期より荻谷小学校で放課後子ども教室がモデル的に開設されました。スタートして8カ月が経過したわけですが、モデルとしての実施状況をどのように評価され、課題はどういうことがわかったのかお聞かせをお願いいたします。

○議長（笹野康男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥居元治君） 放課後子ども教室を実施しての評価、そして課題についてお答えをさせていただきます。事業評価につきましては、当初教室で元気に走り回ったり、話を聞かずよそごとをしていた児童たちも生活習慣が身につく、自主的に宿題に取り組むとともに、参加学年が異なる中、互いを認め合い遊ぶ姿を見てまいりますと、子供にとって安心な居場所となるとともに、子供の成長の一助につながったものと受けております。

なお、課題となった事柄も4点ほどございます。1点目は、児童の安全・安心な居場所づくりで共通しているにもかかわらず、同じ学校の児童を児童クラブと子ども教室に区分けすることになってしまったことであります。参加児童の心にも、疑問や矛盾も生じたことと思っております。

2点目は、少数ではありますが、特別支援対象児童の受け入れ判断基準であります。現在、他の児童に影響が少ない参加児童数から、スタッフが受け入れ可能の判断から受け入れしておりますが、難しい判断基準が求められる事項でございます。

3点目は、他学区保護者の参加希望にこたえられない状況にあるということであり、国は、全小学校区で開設を目指すとしておりますが、この開設に際しましては余裕教室、財政負担、スタッフ確保等課題解決が必要であります。今回開設した教室では、とても他学区希望者までお受けできる状況にないということでもあります。

最後に4点目でございますけれども、長期休におきまして登下校する児童の時間にばらつきがあったということでございます。このことは、今後予定してまいります地域ボランティアによる体験教室へも影響を及ぼすことが考えられます。以上、評価と課題の主な点でございます。

○議長（笹野康男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） ありがとうございます。モデルで得ることができた課題の4点については、一つずつ解消する努力をしていってほしいというふうに思います。

次に、今後の計画についてであります。町内には放課後子ども教室の開設の計画がある小学校区と、まだ計画のない小学校区がありますが、計画のない学区の保護者の要望として、すぐには開設は無理だろうが、せめて夏休み、春休みの長期連休の期間だけでも預かってもらえるような施策は考えられないのかという、そんな声がありますが、この要望についての町の考えをお聞かせください。

○議長（笹野康男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥居元治君） 長期休のみでも預けられないかという要望でございますが、現荻谷小学校長期休時の参加状況につきましては、定員30名に対しまして平均で23から27名参加をいただきました。余裕の余りないこのような状況でございます。それも、全町からの希望ということになりますと、受け入れが困難でございます。なお、長期休のための施設を新たに開設するというにつきましては、学校との調整もさることながら、運営スタッフの確保も必要でございます。スタッフの確保には大変苦勞をしてまいりましたが、期間だけの確保しようとした場合には、さらに困難と思われれます。よって、今後の開設をお待ちいただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹野康男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） 放課後子ども教室開設の時期に関して、地域に大きな差が生じないようにやっていていただきたいというふうに思います。

次に移ります。ことしの荻谷小学校の放課後子ども教室の開始にあたって、一つ問題がありました。それは、新年度からといっても実際には4月の第2週から開始になったわけですが、児童クラブから放課後子ども教室へ移る際に、4月の第1週についてはどちらも預かってもらえず、教育部長にも骨折ってもらいましたが、結局その1週間は遠くの実家に子供を預けたり、年老いた親に来てもらい面倒を見てもらったという経緯がありました。特に、新3年生の保護者からは、3年生までは児童クラブで見てもらえるのに、どちらも見てもらえないというのは納得がいかないというものでした。

来年度も幸田小学校で開設計画があるということですが、その後中央小学校等の開設の計画が続くわけですが、同じようなことが起きないように進めていただきたいというふうに思いますが、どのような対応をお考えですか。お伺いいたします。

○議長（笹野康男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥居元治君） 児童クラブの参加希望者の定員超えから、やむなく低学年優先で受け入れを行い、その結果3年生の児童が子ども教室に参加の運びとなりました。しかし、子ども教室は本年度からの開設であり、児童をお受けするに当たり、げた箱、携帯品を置く棚、遊具、机、冷蔵庫等資材の手配、参加児童の出欠簿、名札等の準備を行いました。また、スタッフにつきましては、指導者の連絡体制、緊急時の対応、教室運営の段取り事前確認等、安全、円滑に授業が実施できるよう準備を行い、結果始業式からの開始となったわけでございます。

新規開設の教室におきましては、なるべく早く授業開始できるよう努力させていただきますが、ただいま述べさせていただきましたような事由から、約1週間ではございませうがご容赦方ご理解をいただきたいと思います。

なお、継続教室につきましては、春休みの長期休も事前申し込みいただく中、可能な限りお受けをしておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹野康男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） もしも、ことしと同じようなことが起きる場合は、早目の対応として事前に保護者へしっかりと理解活動していただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

次に、児童クラブのさらなる充実について質問いたします。厚生労働省の調査によると、全国の児童クラブの施設の数は平成19年現在、全国約1万6,700カ所に約75万人が通っているということであります。本町においても、放課後に開設中の児童クラブは現在6カ所で実施されており、子供たちに安全で安心な放課後の居場所づくりの提供がなされております。このような状況の中、幸田町としては基本的に小学校3年生まで受け入れを実施しておりますが、現在の児童クラブの運営状況と町としての課題についてお伺いをいたします。

○議長（笹野康男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（音部年秀君） 現在、児童クラブは小学校3年生までの児童を対象として

一月3, 500円の手数料を払っていただいております。平日の授業の終了後から午後6時までということです。土曜日、夏休み等につきましては、午前8時から午後6時まで、土曜日は中央小学校で1カ所でやっておるわけでありませけれども、そのほかのところは土曜日はやっておりません。定員ですけれども、現在160人ということになっておりますけれども、実際の登録者数は296人、夏休みだけという人もおりますから、それを除きますと238人ということでありませ。指導員は現在、非常勤の職員として25名で対応をしております。課題につきましては、指導員のやっぱり確保が非常に難しいという問題、それから小学校内での場所の確保、それから待機児童が多少はありますのでその問題、それから発達障害児の子供をどう受け入れていくかというような、そういう課題が今あります。

○議長（笹野康男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） 先ほどの放課後子ども教室と同じような課題であったわけなんですけれども、指導員の確保については広報の12月号で募集をされとったようですが、この課題と空き教室などの施設整備計画について、それぞれどのような対応を行っていく予定があるのかお聞かせをお願いいたします。

○議長（笹野康男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（音部年秀君） 広報で今回も募集をかけておるわけですが、常時募集をしてるような状態でありませけれども、20歳から60歳までの方を一応募集しておるわけですが、しかも保育士資格か、または教諭資格を有する方ということにしとるわけですが、なかなか応募もなく非常に対応には苦勞をしておるといのが実態でありませ。

○議長（笹野康男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） 指導員の確保については、9月議会でも触れましたけども、ワーク・ライフ・バランス憲章の中にもシニア労働力活力事業ということで、シニア世代の長年培った知識や経験を多様な形態の就業機会を提供することもうたっておりますので、この点も進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、厚生労働省は児童クラブの適切なあり方として、70人以下、年250日以上開設などとしたガイドラインを示しました。これによると、平成22年度からは基準以外のクラブは国庫補助の対象外となるということをお聞かしております。児童室の増減あるいは開設時間等も含めて、今後どのように考えておられるのかお聞かせください。

○議長（笹野康男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（音部年秀君） ご指摘のとおりガイドラインが出されておまして、現在は補助金年間で約550万円をもらっておるわけですが、これが22年からはご指摘のとおり基準に変わるといことでありませ。幸田町の児童クラブがどうなるかといますと、まず250日以上といところに該当する児童クラブが中央小学校でやっておる児童クラブ1カ所だけになってしまひませ。土曜日を開設をしていると250日を越すんですけども、土曜日をやめると240日ぐらいといこと、わずかに足りないという問題があります。それから、70人未満、70人以内とい定数の問題ですけれども、これは大体、坂崎や豊坂などでは多少は人数が少ないですけれども、人口が

増えていくという予想もありますから、そういう意味ではクリアできるだろうというふうに思っていますけれども、それから、中央小学校などは70人以上が登録されていますけれども、実質的な毎日毎日の参加率というのは70人以下だもんですから、それほど問題はないだろうということでもありますけれども、何とか補助対象となるというようなそういう道も今後探っていきたいというふうには考えております。

○議長（笹野康男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） 次に、児童クラブの閉所時刻についてであります。本町は先ほどありました18時までとなっておりますが、近隣の状況を調査しました。まず、岡崎市は19時まで、西尾、蒲郡市は18時30分まで、安城市は16時45分までです。このように、本町の周りはほとんどのところで本町の閉所時刻の18時を超えております。私のところにも、終了時刻の延長に対する要望が届いております。岡崎市の担当課に問い合わせたところ、18時以降の利用は30%を超えており、18時をちょっと過ぎたころの時間にお迎えが多いということでもあります。西尾市も同じような答えでありました。さらに、平成20年の全国の終了時刻を調べました。18時以降が全体の42.5%になっております。1年間で5.3%増加したことが厚生労働省のデータからもわかります。

本町でも、潜在する時間延長のニーズは大きいものがあると考えます。しかし、指導員の方にも各家庭があり、それぞれの事情や立場もあるかと思えます。また、福祉、行政、サービスには、どこまでいっても限りがないこともよくわかりますが、現状のニーズを調査され、必要に応じた時間の見直しの考慮をしていただきたいと思います。お迎えを急ぐ余り、交通事故にもつながるおそれもあります。提案としましては、基本的には終了時刻16時として、西尾市のように希望があれば16時30分までといったような柔軟なものにするとよいかと思えます。町として、閉所時刻の延長の考えについてお聞かせください。また、学校区や地域に限っての時間延長も考えられるかどうかについてもお尋ねをいたします。

○議長（笹野康男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（音部年秀君） 閉所時間の延長の問題なんですけれども、そういういろんなご意見があるということも私も承知をしておるわけですけれども、できるだけ早く子供を迎えに来ていただきたい。そして、子供が親の家で、家とかあるいは一緒に子供、親子が一緒になって親の愛情を感じていただくという、そういうことも非常に大事なことだというふうに思いますし、会社にお勤めでしたらできるだけ早く残業はせずに帰ってきていただくと、そんなようなこともお願いをしてやっていただきたいということは思いますが、ご指摘としてはもっともなこともありますけれども、それは私たちとすれば当面はまだちょっと、指導員の確保の問題が非常にやっぱり難しいということがありまして、お答えできることはできませんけど、一つの検討課題として私たちとしては考えておるというところであります。

それから、学区ごとに延長をやる場所、やらない場所というようなことは、ちょっと私としては不公平感が出て、よくないんじゃないかということを思いますので、それはちょっと無理だと思います。

○議長（笹野康男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） 利用される保護者の人の延長に対する期待も大きいものがありますので、ぜひ早い段階で検討され、実施をしていただきたいというふうに思います。

国では、放課後子どもプランを創設し、一本化の動きが始まってきたわけなんですけど、町民からしてみれば、行政がサービスしてくれる放課後の子供の居場所が児童クラブと放課後子ども教室の二つが存在していることは、国の機関の担当が二つあるからと説明しても、到底住民には理解は得られるものではなく、逆に何で役所はいまだにそんな縄張り意識があり、効率の悪いやり方をしているのかと言われます。また、子供たちから見ても、何で別々のところに行かなければならないのか、意味も理由もわからないと思います。大人だけの都合だと思いますが、いかがでしょうか。児童クラブと放課後子ども教室との一体化の考えについて、考えをお聞かせください。

○議長（笹野康男君） 町長。

○町長（近藤徳光君） この問題につきましては、私も大変、酒向議員がご指摘のとおりであります。18年の5月でしたか、今おっしゃったように時の大臣、双方1本でいいじゃないかというようなこともあったようではありますが、ただ現実には、今回荻谷小学校で放課後子ども教室と児童クラブを別々に2カ所でやっておるわけではありますが、何とか1本にしていきたいということは思うわけではありますが、補助金がですね、もしそういった形で、今550万ですか、大体。一緒にやるということになると、場合によってその補助金の返還をするというようなこともあるようでありまして、近隣市町の動向を調べたら、まだほとんど別々にやるというようであります。補助金が怖いのか、それはともかくとしまして、現実的な対応じゃないですよね。やっぱり1本に、同じようなことをやるわけである、ただ小学校3年生と6年生と二つに、別々にやるということですから。ということになると、ちょっと私、判断に迷うわけではありますが、できることならそんな二つも教室も使わんでも1カ所でやればいいわけでありまして、そうしたいなということは強く思っております。もう少し時間かけて。実は、隠れてやっておるところもあるようであります。これ、申し上げていいのか、これ以上申し上げにくいわけではありますが、それがいいかどうか、隠れてという言い方はいかんわけではありますが、要するにおじやでやるとるわけですね。6年生までやっとして、その一部をやるというようなことをやっておるということのようであります。今、隠れたということとはちょっと置いていただいて、一緒にやっとして、二つ両方からもらうということはないです。小学校3年生までは児童クラブ、文科省の関係、それから上は、ですから理論的にはそれでいいわけですけど、しかし、ところがそれはまずいと、制度的には、まずいということでありまして、やむを得んのかなということを思うわけではありますが、もう少し状況を見た上で適正に、しかも後ろ指をさされんで、きちっと対応できるような形がとれるんなら、それにこしたことはないわけでありまして、よく検討した上で対応するようにしていきたい。私は初めから、このことについてはそのような考え方持ってはあったわけではありますが、まだちょっと踏み出せない状況でございますので、この辺ご理解をいただきたいと。

○議長（笹野康男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） 町長は、目指すまちづくりは住んでよかったまちづくり、住みたくなるまちづくりが究極のまちづくりだというふうに言われます。行政に寄せられる最近の要望は、情報化社会を反映して、近隣や全国の状況を調べた上で、町の施策を比較しての意見が多く寄せられております。ぜひ、近隣との格差が感じられない制度の見直しをされることを期待します。

既に西尾市では、行政の窓口には子供課を設置し、前向きに住民のニーズにこたえていくようにしております。この流れは、各地の行政で始まっております。本町もぜひ、この子供の放課後対策を皮切りに、これらの事業の一本化に向けて動いていってほしいと考えます。業務のスリム化、効率化を工夫と知恵で推進され、住むなら幸田町、子育てするなら幸田町と言われるような推進を希望しまして、私の質問を終わります。

○議長（笹野康男君） 町長。

○町長（近藤徳光君） 1点だけ。私どもも、子供課ではありませんが児童課にいたしまして、その子供に対する対応、それがふさわしいかどうか、私はそういう面で子供対策というんですか、児童に目を向けた対応をしたつもりではありますが、よく今おっしゃる向きの方が現実的なのかどうか含めて対応を検討したいというふうに思います。そういう面で、ご評価いただいておりますと思うわけではありますが、さらにふさわしい名前があるとするなら、そのような方向で努力したいと。

○議長（笹野康男君） これで、1番、酒向康男君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩をとります。

休憩 午後 1時57分
